

令和3年1月7日からの大雪により被害を受けられたお客様へ

今般の大雪で被害にあわれたお客様に謹んでお見舞い申し上げます。

当金庫では、被害にあわれたお客様に対し状況に応じ、以下のとおりお取り扱いさせていただきます。

記

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) お届けの印鑑のない場合には、拇印にて応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
- (4) 今般の被害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるものとしします。
- (5) 今般の被害のため支払いができない手形・小切手について、不渡り報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- (7) ご融資に関するご相談等につきましても、ご遠慮なくお問合せ下さい。

詳しくはご遠慮なく当金庫各営業店窓口にてご相談下さい。